

短期退職時の紹介手数料の取り扱い

1 か月未満で退職した場合	70%に相当する額
1 か月以上 3 ヶ月未満で退職した場合	50%に相当する額
3 か月以上 6 ヶ月未満で退職した場合	20%に相当する額

紹介先の都合により短期退職することとなった場合には、紹介手数料の払戻は行わない